

様式第6号(第17条)

会 議 録

会議の名称		2020年第7回春日部市農業委員会総会			
開催日時		令和2年7月27日(月)		開 会	午前10時00分
				閉 会	午前11時10分
開催場所		春日部市役所2階全員協議会室			
議長氏名		会長 齋藤 千松			
出席者	農業委員	(出席人数 : 11人)		(欠席人数 : 6人)	
		1	川鍋 信一	9	渡邊 幸夫
		2	齋藤 千松	10	山崎 勇喜
		3	鈴木 宏	11	伊藤 弘子
		4	水口 健二	15	(欠番)
		5	小川 利雄	16	内田 高由
		6	高橋 公彦	17	小久保 静夫
		7	萩原 勝	18	市川 大倫
		8	星野 治三郎	19	(欠番)
		12	横井 貞夫		
		13	折原 みち子		
	14	前島 喜一			
	事務局	(出席人数 : 5人)			
		農業委員会事務局長 関口 信義		農業委員会事務局次長 金子 昌行	
農地振興担当主幹 前島 清史		農地振興担当主査 中澤 ますみ			
		農地振興担当主事 加藤 祐一			
次第及び公開、一部公開、非公開の区分		議案第1号農地法第3条(委員会) : 公開 議案第2号農地法第5条(知事) : 公開			
一部公開・非公開の場合はその理由		<input type="checkbox"/> 要綱第3条第1号該当 : <input type="checkbox"/> 要綱第3条第2号該当 : <input type="checkbox"/> 要綱第3条第3号該当 : <input type="checkbox"/> 要綱第3条第4号該当 :			

配 布 資 料	次第、議案書、案内図・詳細図、農地法第3条調査書	
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
会議録署名の指定	議席番号	委員氏名
	1 2	横井 貞夫
	1 3	折原 みち子
	1 4	前島 喜一

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議長	<p>開会（午前10時00分）</p> <p>ただ今から2020年第7回総会を開会いたします。</p> <p>本日は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、一般社団法人全国農業会議所からの通知に従い、委員を指名召集し、規模を縮小して開催いたします。在任委員11名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第6条により総会は成立いたします。なお、推進委員につきましては、現地調査をお願いしたところですが、密集を避けるということから、総会への参加は不要としております。</p> <p>次に、運営委員会について小川委員長より報告がございます。</p>
運営委員長	<p>運営委員会を</p> <p>(1) 令和2年度農地パトロール（利用状況調査）実施要領について書面の配布をもって行いました。</p>
議長	<p>それでは本日の議題は、</p> <p>日程1 議案第1号「農地法第3条（委員会）」1議案3件</p> <p>日程2 議案第2号「農地法第5条（知事）」1議案4件</p> <p>の合計2議案となります。</p> <p>なお、「農地法第4条（知事）」の申請番号10番及び「農地法第5条（知事）」の申請番号29番、33番については、取下げのため欠番となります。</p> <p>次に、会議規則第35条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号12番横井貞夫委員、13番折原みち子委員、14番前島喜一委員を指名いたします。</p> <p>議事に入る前に申し上げます。発言の際は、挙手のうえ、指名されてから、起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。</p> <p>次に事前審査の日程及び審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。</p> <p>それでは、議事にはいります。日程1議案第1号「農地法第3条（委員会）」を議題といたします。申請番号21番から23番について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第1号「農地法第3条（委員会）」について、申請が3件あったので、審議を求める。議案書の1頁をご覧ください。</p> <p>申請番号21番について、詳細は議案書のとおり。申請理由は、世帯内の贈与です。案内図1頁、詳細図は2頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書1頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。ま</p>

た、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、申請番号 2 2 番について、詳細は議案書のとおり。申請理由は、経営規模の拡大です。案内図 3 頁、詳細図は 4 頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第 3 条調査書 2 頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、申請番号 2 3 番について、詳細は議案書のとおり。申請理由は、経営規模の拡大です。案内図 5 頁、詳細図は 6 頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第 3 条調査書 3 頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

議長

おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員より報告を求めたいと思いますが、本日は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、推進委員に出席を求めておりません。よって、推進委員に代わり事務局より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。
(なしの声あり)

議長

異議なしと認め、申請番号 2 1 番から 2 3 番について、事務局より、推進委員に代わり報告を求めます。

事務局

推進委員に代わりまして、意見の概要を報告いたします。申請番号 2 1 番について、石井推進委員より、星野農業委員と同行して令和 2 年 7 月 1 0 日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。なお、担当地区外の申請人保有農地については田口推進委員及び小久保農業委員により、農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。以上の事から問題なしと報告がありました。

次に、申請番号 2 2 番、2 3 番について、石井推進委員より、星野農業委員と同行して令和 2 年 7 月 1 0 日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。以上の事から問題なしと報告がありました。

議長

次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号 6 番高橋公彦委員より申請番号 2 1 番から 2 3 番の事前審査の報告を求めます。

委員

申請番号 2 1 番から 2 3 番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地に関し担

当地区推進委員に意見を求めたところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたとの報告を受けたことから、事前審査委員5人で合議により許可と決しました。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(なしの声あり)

議長

質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号21番から23番について、原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第1号「農地法第3条(委員会)」について申請番号21番から23番を許可と決しました。

次に、日程2議案第2号「農地法第5条(知事)」を議題といたします。申請番号28番、30番から32番について、事務局より説明を求めます。

事務局

議案第2号「農地法第5条(知事)」について、許可申請が4件あったので、審議を求めます。議案書の2頁をご覧ください。

申請番号28番について、転用計画は、畑として利用するための依頼を受け、この度の農地改良工事の申請に至ったものです。改良後はトウモロコシを作付けする計画です。案内図は7頁、詳細図は8頁から15頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。工事期間は許可日から9か月です。農用地の利用については、適合証明書が添付されています。農地の一時転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。県の要綱によると、原則として低い道路を基準とするとありますが、盛土の基準が西側の高い道路が基準となっており、その理由が不明確です。また、使用借人の取締役の所有地に転用許可を取らずに転用している土地があります。また、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」に意見を求めます。

申請番号30番について、転用計画は、分家住宅を建築するためです。案内図17頁、詳細図18頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、側溝に排水する計画です。資金計画については、融資資金として融資証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に小規模開発事業申請書が提出されていま

事務局	<p>す。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。</p> <p>申請番号31番について、申請法人は福祉事業を営んでいます。転用計画は、施設の敷地を拡張し、駐車場を設置するためです。案内図19頁、詳細図は20頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。土地改良区は該当しません。接続道路は南西側及び東側の道路に接続しています。被害防除措置としてフェンスを設置します。資金計画については、自己資金として残高証明書が添付されています。農地区分は、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。</p> <p>申請番号32番について、転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図21頁、詳細図22頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。土地改良区は該当しません。接続道路は北側及び南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、組合管に排水する計画です。資金計画については、融資資金として融資証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。</p>
議長	<p>次に、申請番号28番について、事務局より、推進委員に代わり報告を求めます。</p>
事務局	<p>推進委員に代わりまして、意見の概要を報告いたします。申請番号28番について、新井推進委員より、伊藤農業委員と同行して令和2年7月11日に申請地及び使用貸人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。以上の事から問題なしと報告がありました。</p>
議長	<p>次に議席番号7番萩原勝委員より申請番号28番、30番の事前審査の報告を求めます。</p>
委員	<p>申請番号28番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示したとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ、申請地及び使用貸人の所用地については、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。し</p>

委員	<p>かし、先ほどの事務局の説明どおり、盛土の基準が西側の高い道路高が基準となっていますが、その理由が明確でないため、県要綱の一般基準の低い道路から30cmとすることが望ましいと考えます。また、使用借人の取締役の所有地に転用許可を取らずに転用している土地があるため、指導が必要です。そのため、埼玉県の審査にあたっては、以上の2点の意見を付すこととし、当該申請については、事前審査委員5人の合議により許可相当とすることと決しました。</p> <p>申請番号30番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できました。よって、当該申請については、事前審査委員5人で合議により許可相当とすることと決しました。</p>
議長	<p>次に議席番号8番星野治三郎委員より申請番号31番、32番の事前審査の報告を求めます。</p>
委員	<p>申請番号31番、32番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できました。よって、当該申請については、事前審査委員5人で合議により許可相当とすることと決しました。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p>
委員	<p>議席番号12番横井です。申請番号28番について、意見を申し上げます。1点目は、申請地域は平成に土地改良事業を行い、用水・排水の分離がされている地域のため、土地改良をする必要性があるのでしょうか。2点目は、昨年、同使用借人から農地改良申請がありましたが、作付け計画ではトウモロコシを作付けの予定でしたが、作付け計画どおりではなく、水稻が作付けされています。水稻であれば、土地改良をする必要性がないと思われれます。3点目は、埋め立ての基準は、県の要綱一般基準の低い道路から30cmとすることが望ましいと考えます。以上の事から不許可相当にあたるのではと考えます。</p>
議長	<p>ほかに質問はありますか。</p>
委員	<p>議席番号5番小川です。ただいまの申請番号28番意見について、地元の委員の意見を尊重すべきと考えます。</p>

議長	<p>ほかに質問はありますか。 (なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑等なしと認め、質疑を終結します。この際、暫時休憩いたします。 (休憩)</p>
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。 おはかりします。申請番号28番について、事前審査委員より、意見を付する必要があると報告がありました。また、横井委員、小川委員より意見がありました。これについて意見を取りまとめましたので、事務局より報告を求め、申請番号28番と、申請番号30番から32番を別に審議することに異議ございませんか。 (なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。それでは事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>横井委員より意見のあった3点について、ご説明します。1点目の用水・排水の分離についてですが、当地域は委員の説明にあったとおり、庄和北部土地改良事業県施行により実施済の区域であり、もっともな意見と思われる。2点目の、昨年、同使用借人から提出のあった農地改良の申請内容は畑作トウモロコシを作付けする計画でしたが、現在稲作となっております。現地はその状況なので先ほどの委員の意見のとおり盛土をする必要性はないと考えます。3点目は、埋め立ての基準は、高い道路を基準とする理由が明確でないため、もっともな意見であると考えます。 次に、小川委員から地元の委員の意見を尊重することが望ましいとの意見がありました。 次に、事務局より今回の申請書の詳細を確認した結果、申請地以外の土地に盛土計画があることが確認できました。次に、昨年申請のあった農地改良の際の作付計画については、工事完了届は提出されていて工事については問題ないと思われませんが、作付計画どおりに作付されていないことが判明しました。 以上のことから、申請は適切ではないと考えられます。休憩中に、事前審査委員の意見を集約したところ、先ほどの事前審査委員の報告では許可相当でありましたが、不許可相当が妥当と決しました。</p>
議長	<p>それでは採決にはいります。議案第2号「農地法第5条（知事）」申請番号28番を事務局の報告のとおり不許可相当とすることに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第2号「農地法第5条（知事）」申請番号28番を不許可相当と決しました。また、農地法第5条第3項の規定に基づき</p>

	<p>農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」の意見を付して県知事に送付いたします。次に、申請番号30番から32番を原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p> <p>議長 起立全員です。よって、議案第2号「農地法第5条(知事)」申請番号30番から32番を許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。</p> <p>次に、日程3報告第1号「農地法第3条の3(相続等による権利移動)」 日程4報告第2号「農地法第4条(届出)」 日程5報告第3号「農地法第5条(届出)」 日程6報告第4号「農地法第4条(取下願)」 日程7報告第5号「農地法第5条(取下願)」 日程8報告第6号「違反転用事案報告」</p> <p>につきましては、議案書の4頁から16頁にお示しのとおりです。以上で議案は終了しました。</p> <p>次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。</p> <p>次に、その他でございますが、何かありますか。</p>
編集委員長	<p>農委だより第31号について報告いたします。この発行にあたりまして、新型コロナウイルス感染拡大に伴い編集委員会を書面で行いました。本日皆様に最終校正版を配布いたしました。これをもって編集委員会を終了とさせていただきます。8月に農業者の皆様に配布いたします。</p>
議長	<p>ほかにありますか。</p>
事務局	<p>利用状況調査について、7月6日に4800通発送しまして、7月20日現在、1700通回答がありました。</p> <p>農業委員会の総会について及び10月11月の事前審査・総会の日程等についての通知を配布いたしました。</p>
議長	<p>ほかにありますか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。以上をもちまして、2020年第7回総会を閉会いたします。</p> <p>閉会(午前11時10分)</p>

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

署名者の職・氏名

議 長 _____ 会長

農業委員 _____ 番

農業委員 _____ 番

農業委員 _____ 番